

特別支援学校卒業生に対する今金町就労支援事業実施要綱

平成22年11月1日
今金町要綱 第8号

(趣旨)

第1条 障がいのある道立特別支援学校高等部卒業生（以下「卒業生」という。）が、今金町役場の職務経験を通じて、働く力と社会人としてのマナー、人間関係の構築能力等を育てて一般就労に繋げるとともに、任用期間中の状況を民間企業及び他の公的機関（以下「企業等」という。）に情報提供することで、卒業生に対する企業等の意識改革を促し、学校生活から社会生活へのスムーズな移行を図るため就労支援事業として、この要綱の定めるところにより、卒業生を今金町臨時事務嘱託員（以下「嘱託員」という。）として任用する。

2 この要綱に定めるもののほか、嘱託員の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員とする。

(採用)

第3条 嘱託員の採用は、最終出身校による職場訪問等の支援が引き続き受けることができる卒業生の中から、次の各号に該当する者を選考により採用する。

- (1) 企業等への就労に意欲のある者
- (2) 今金町に在住できる方で、通勤可能な者
- (3) 介助なしで職務遂行が可能な者

2 選考は、職務を遂行するために必要な資格、能力、適性等を判定して行う。

3 前項に定めるほか、採用に関し必要な事項は別に定める。

(選考の申込)

第4条 嘱託員の選考を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類各1通を最終出身校の校長を経由して、別に指定する日までに総務財政課長に提出しなければならない。

- (1) 今金町非常勤特別職職員選考申込書（第1号様式）
- (2) その他町長が求める書類

(雇用期間)

第5条 嘱託員の雇用期間は、雇用開始の日から当該会計年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質等特別の事情がある場合には、1会計年度の期間内で、雇用期間を別に定めることができる。

3 第1項の雇用期間は、1回更新することができる。ただし、町長が特に必要と認めるときは、更新回数を増やすことができる。

(勤務内容)

第6条 嘱託員は、今金町の教育委員会または本庁に勤務し、一般事務及び庶務業務に従事する。ただし、事務業務内容については、障がいの特性等を踏まえ、あらかじめ研修生の指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）がその旨を考慮し、適性に応じた事務業務に従事させる。

(指導担当)

第7条 指導担当者は、嘱託員が勤務する部署の管理職員とする。

2 指導担当者は必要に応じて、職員の中から指導の補助者を指名することができる。

(勤務状況の報告)

第8条 指導担当者は、嘱託員の任用期間中における勤務状況について、四半期ごとに別に定める報告書を作成し、7月、10月、1月及び4月の各10日までに町長に提出するものとする。

2 前項の報告書をもとに障がい者の雇用に係る資料を作成し、企業等へ資料を提供することとする。

(一般就労への取組)

第9条 嘱託員が任用期間満了後、企業等への就労に繋がるよう嘱託員の今金町での職務経験や障がいの特性等を公共職業安定所や北海道障害者職業センターに情報提供する等、最終出身校をはじめとした関係機関と連携して取り組むこととする。

(服務の根本基準)

第10条 嘱託員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念し、その職責をはたさなければならない。

(法令等の遵守)

第11条 嘱託員は、その職務を遂行するに当たり、法令及び今金町の定める条例、規則等に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。

(執務の原則)

第12条 嘱託員は、相互に人格を尊重し、秩序と品位の保持に努め、協力して公務の遂行を図らなければならない。

2 嘱託員は、今金町が管理する財産の保全と効率的使用に、十分な注意を払わなければならない。

3 嘱託員は、今金町が管理する施設内外の整理、整頓に心掛けるとともに、火災、盗難等の事故防止に努めなければならない。

(職務に専念する義務)

第13条 嘱託員は、法令又はこの要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、定められた職務にのみ従事しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第14条 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第15条 嘱託員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(兼職の承認)

第16条 嘱託員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(出退勤の記録)

第17条 嘱託員は、出勤及び退庁の時間をタイムレコーダーにより記録しなければならない。

(遅刻、早退等の取扱い)

第18条 嘱託員は、疾病その他の理由により出勤時刻に出勤できないとき、又は勤務時刻中に早退しようとするときは、事前に有給休暇又は欠勤の手続をとらなければならない。

(勤務時間)

- 第19条 嘱託員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、嘱託員の状況を考慮し、勤務時間を短縮する必要があるときは、勤務時間を1時間単位で減じることができる。
- 2 前項の勤務時間を減じるときは、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。
- 3 休憩時間、勤務を要しない日及び休日については、今金町職員定数条例（昭和25年今金町条例第3号）に規定する職員（以下「定数内職員」という。）の例による。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に定めることができる。
- 4 所属長は、業務上臨時の必要があると認めるときは、嘱託員に対して勤務を要しない日又は休日（以下「休業日」という。）に勤務することを命じることができる。
- 5 前項の規定により勤務をさせた場合は、定数内職員の例により、勤務時間が割り振られた日に勤務を要しない日を振り替えし、又は代休日を指定することができる。

(有給休暇)

- 第20条 嘱託員の有給休暇の種類及び期間は、今金町定数外職員に関する規則（昭和58年今金町規則第9号）（以下「定数外規則」という。）別表第3の臨時的任用職員に適用される規定を準用する。ただし、年次休暇は1年につき10日として付与する。
- 2 任用期間が1年未満の嘱託職員の年次休暇は、当該任用期間に応じて比例的に案分した日数（1未満の端数は切り捨て）を付与する。

(出張)

- 第21条 所属長は、業務上必要があるときは、嘱託員に出張を命じることができる。
- 2 出張を命じられた嘱託員は、上司に随行した場合を除き、帰着後、速やかに上司に復命しなければならない。
- 3 出張を命じられた嘱託員には、旅費を支給する。旅費の額及び支給方法については、今金町職員旅費支給条例（昭和27年今金町条例第5号）の規定を準用する。

(退職)

- 第22条 嘱託員は、次の各号の一に該当する場合には、その日をもって退職し、嘱託員としての身分を失う。
- (1) 雇用期間が満了した日・・・満了した日
- (2) 退職を願い出て、承認があった場合・・・承認があった日
- (3) 死亡した場合・・・死亡した日
- 2 前項第2号の規定により退職する場合には、嘱託員は退職を希望する日の1ヶ月前までに、町長に願い出なければならない。

(解雇)

- 第23条 町長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当する場合、その意に反してこれを解雇することができる。
- (1) 著しく勤務成績が良くない場合
- (2) 刑事事件に関し処罰された場合
- (3) その他職務上の義務に違反し、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) 公務外の負傷、疾病又は心身の故障により90日を超える休養（病気休暇取得期間を含む）が経過した場合
- 2 前項の規定により嘱託員を解雇するときは、解雇する日の30日前までにその旨を当該嘱託員に通告し又は30日分の平均賃金を支給する。
- 3 前項の通告の日から解雇するまでの日数について、平均賃金を支給する場合には、その日数分を30日から減じた日数とすることができる。
- 4 第1項第1号から第3号までの事由に該当して解雇する場合は、これを懲戒解雇とすることができる。

(賃金)

第24条 嘱託員の賃金は日額として、定数外規則別表第4に規定する臨時事務員の日額を基準に、1日8時間勤務の場合は6,470円を勤務日数に応じて支給する。

2 第19条第1項で1日の勤務時間を8時間未満とするときは、前項の賃金日額を8時間で除した額に1日の勤務時間数を乗じた額を賃金日額として、当該日額に5円未満の額が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の額が生じたときはこれを10円に切り上げるものとする。

3 嘱託員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、労働基準法第37条の規定により計算した割増賃金を支給する。

(賃金の減額)

第25条 嘱託員が自己の都合による遅参、早退又は欠勤したときは、賃金日額の1時間当たりの賃金額をその勤務しなかった時間数に乗じて得た金額を減ずる。

(賃金の支給日)

第26条 賃金は、毎月末日をもって締切り、翌月10日に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日にあたる時は、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(賃金からの控除)

第27条 町長は、嘱託員に賃金を支給するときは、その報酬から次のものを控除する。

(1) 所得税源泉徴収額

(2) 雇用保険料、厚生年金保険料及び健康保険料の嘱託員負担額

(端数計算)

第28条 賃金の支給に際し、その集計の結果に1円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。ただし、割増賃金を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 勤務時間数の集計の結果に、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げて1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(健康診断)

第29条 嘱託員に対して、年1回以上健康診断を実施する。

2 嘱託員は、健康診断を必ず受診しなければならない。

3 前2項に定めるほか、臨時に必要があると認めるときは、嘱託員に対し健康診断を行うことができる。

(公務災害補償)

第30条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成7年北海道市町村総合事務組合条例第10号）の規定を適用する。

(社会保険等)

第31条 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の加入については、法令に基づき加入させる。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。